

[事案 29-222] 契約無効請求

・平成 30 年 5 月 28 日 和解成立

<事案の概要>

募集人に言われるがまま告知書を記入したこと等を理由に、告知義務違反解除となった契約の無効および既払込保険料の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主な主張>

平成 28 年 8 月に契約した医療保険について、変形性膝関節症により入院・手術を受けたので給付金を請求したところ、告知義務違反により契約を解除されたが、以下の理由により、既払込保険料を支払ってほしい。

- (1)告知書は、代理店の募集人に、現在健康で仕事しているのなら、いいえと記入をお願いしますなどと言われて記入した。
- (2)告知にうそがあれば保険契約が解除されることの説明は一切なかった。
- (3)自分は、契約から数か月後には医師からアルツハイマー型認知症と診断され、その後保佐人が選任されているので、そもそも契約内容を正確に把握しておらず、契約自体成立していなかったと考えるべきである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人から膝の痛みやそのため通院しているとの話は聞いておらず、不告知教唆をしていない。告知の際には、募集人だけではなく、支社長も同席しており、常識的に考えて違法な不告知教唆をすることは難しい。
- (2)契約申込日は申立人がアルツハイマー型認知症と診断された日より半年以上前であり、契約時に申立人の判断能力が著しく劣っていたことはない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況等を把握するため、申立人および申立人保佐人ならびに募集人および募集代理店の支社長に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約時、申立人は意思能力がない状態であったとは認められないが、契約内容について誤信していたと認められるため、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。